

# 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和元年7月1日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 鈴木勝利君
- 2番 藤田尚美君
- 3番 秋山泉君
- 4番 長田麻美君
- 5番 山本伸子君
- 6番 柳井哲也君
- 7番 伊藤裕一君
- 8番 石原幸雄君
- 9番 甲斐徳之助君
- 10番 池辺己実夫君
- 11番 守屋常雄君
- 12番 加川裕美君
- 13番 北島登君
- 14番 杉森弘之君
- 15番 須藤京子君
- 16番 黒木のぶ子君
- 17番 諸橋太一郎君
- 18番 市川圭一君
- 19番 小松崎伸君
- 20番 板倉香君
- 21番 遠藤憲子君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	藤 田 幸 男 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 財 政 課 長	山 崎 裕 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長兼 保 育 課 長	中 山 智 恵 子 君
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	長 谷 川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長兼 教 育 企 画 課 長	吉 田 茂 男 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

# 令和元年第1回牛久市議会定例会

## 議事日程第6号

令和元年7月1日(月)午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 6号 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2. 議案第 7号 牛久市放置自転車等防止に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第 8号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第 9号 牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第10号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第11号 牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第12号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第13号 牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第14号 牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第15号 牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第16号 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第17号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第18号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第19号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15. 議案第20号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16. 議案第21号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17. 議案第22号 令和元年度牛久市一般会計補正予算(第2号)

- 日程第 18. 議案第 23 号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19. 議案第 24 号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20. 議案第 25 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 21. 請願第 1 号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願
- 日程第 22. 議案第 29 号 控訴の提起について
- 日程第 23. 閉会中の事務調査の件

午前10時01分開議

○議長（石原幸雄君） 改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めに、須藤議員より発言の訂正を求められておりますので、これを許します。15番須藤京子君。

○15番（須藤京子君） お時間をいただきまして、申しわけございません。

私の6月19日に行いました一般質問におきまして、質問の最後、市長から御答弁をいただいた後、私のコメントを述べているわけですが、その中に「根本市長頑張ってください、応援いたします」というようなコメントを挟んでおります。このことは不適切というふうに考えましたので、ここの部分を削除いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 次に、執行部より一般質問に対する答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 杉森議員と遠藤議員の一般質問の答弁において、保育施設利用の児童数の御質問にお答えした数字に誤りがありましたので、訂正させていただきます。訂正については、あらかじめ正誤表をお配りさせていただいておりますので、ごらんください。

まず、杉森議員の一般質問の答弁におきまして、無償化の対象となる3歳から5歳の児童数において、保育施設利用の児童数を1,113人とお答えしましたが、1,047人の誤りで、合計人数を2,224人とお答えいたしましたが、2,158人の誤りです。

また、無償化の対象となるゼロ歳から2歳の児童数を39人とお答えいたしましたが、46人の誤り、無償化の対象とならないゼロ歳から2歳の児童数を634人とお答えいたしましたが、693人の誤りです。

ゼロ歳から2歳で既に幼児教育の段階的無償化策で無償の児童数を22人とお答えいたしましたが、35人の誤りで、ゼロ歳から2歳で10月から保育料が無償の児童総数を129人とお答えいたしましたが、103人の誤りです。

また、遠藤議員の一般質問の答弁におきましては、無償の対象となるゼロ歳から2歳の児童数をお答えしておりますが、公立保育園の児童数を8人とお答えいたしましたが、10人の誤り、民間保育園の児童数を31人とお答えいたしましたが、36人の誤りで、合計人数を39人とお答えいたしましたが、46人の誤りです。

また、無償化の対象となる3歳から5歳の児童数においても、公立保育園の児童数を217人とお答えいたしましたが、208人の誤りで、民間保育園の児童数を896人とお答えしま

したが、839人の誤りで、合計人数を2,224人とお答えいたしましたが、2,158人の誤りです。

以上、訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（石原幸雄君） この際、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第29号の1件が提出されましたので、報告いたします。

次に、交通体系整備促進調査特別委員会、議会改革推進特別委員会及び広聴特別委員会の正副委員長の互選の結果について、報告がありましたので、報告いたします。

交通体系整備促進調査特別委員会委員長に池辺己実夫君、副委員長に甲斐徳之助君、議会改革推進特別委員会委員長に秋山 泉君、副委員長に柳井哲也君、広聴特別委員会委員長に諸橋太郎君、副委員長に北島 登君がそれぞれ互選されました。

以上が、各特別委員会正副委員長の互選の結果であります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第6号ないし日程第20、議案第25号の20件及び日程第21、請願第1号の1件を一括議題といたします。



議案第 6号 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 牛久市放置自転車等防止に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第13号 牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第16号 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第17号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について  
議案第18号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について  
議案第19号 牛久市税条例の一部を改正する条例について  
議案第20号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第21号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について  
議案第22号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第2号）  
議案第23号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第24号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第25号 工事請負契約の締結について  
請願第1号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願

○議長（石原幸雄君） 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、黒木総務常任委員長。

令和元年7月1日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 黒木 のぶ子

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第8号	牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案第19号	牛久市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第22号	令和元年度牛久市一般会計補正予算（第2号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第25号	工事請負契約の締結について	原案可決
請願第1号	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願	採 択

〔総務常任委員長黒木のぶ子君登壇〕

○総務常任委員長（黒木のぶ子君） 総務常任委員会委員長審査報告をいたします。

令和元年6月24日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月25日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第8号は、牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本年10月1日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が10%に改正されることに伴い、本条例において定められている、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担額を改正するとともに、あわせて引用条項の整理を行うものであります。

審査に当たり委員からは、選挙用ポスターの作成に係る公費負担額の算出に当たって、所定の単価にポスター掲示場の数を乗じて得た金額としているが、ポスターの汚損や掲示ミスに対応できるよう、ポスター掲示場の数より若干多い数を乗じるほうがよいのではないかと質疑がありました。市執行部からは、これまでもポスター掲示場の数を乗じる形で公費負担額を設定しており、改正後も同様の算出方法によることとしているとの答弁がありました。

議案第19号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法等の改正に伴い、個人の市民税における非課税措置の創設、軽自動車税のグリーン化特例の改正及び軽自動車税の環境性能割の税率の改正並びに引用条項及び文言の整理を行うものであります。

議案第22号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第2号）別記記載の当該委員会の所管事項についてであります。

本件は、歳出については幼児教育等の無償化に伴うシステム改修費用1,328万4,000円になります。また歳入については、本補正予算の係る必要な財源として377万8,000円を財政調整基金より繰り入れるものであります。

議案第25号は、工事請負契約の締結についてであります。

本件は、ひたち野リフレ空調改修工事（Ⅱ期工事）として、リフレビル4階から6階までの空調設備の更新工事を行うものであります。

審査に当たり委員からは、条件付一般競争入札の実施に当たり設定された資格要件等について質疑がありました。市執行部からは、競争入札参加資格について登録されている工種、経営規模、技術者の配置、施工実績、建設業許可の種類等に係る条件を設定している旨の答弁がありました。

請願第1号は、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願についてであります。

本件は、夫婦同姓も別姓も選べる「選択的夫婦別姓制度」について、国における議論が進んでいない状況にある中、家族の形の多様化が進み、また男女平等や個人の選択が尊重される現代において、適切な法的選択枝を用意することが国会及び政府の責務であることから、牛久市議会として国の関係機関へ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を提出するよう求めるものであり、参考人の委員会出席を求め審査いたしました。

審査に当たり委員からは、選択的夫婦別姓の制度ではなく、法律上の婚姻を行った上で旧姓を通称として使用することについてはどうか質疑がありました。参考人からは、通称使用を認めている企業はまだ半数程度であること、また通称としての旧姓使用が可能な場合であっても、免許や年金、登記等の法的な手続において戸籍名の使用が必要となる場面が多くあり、結果として混乱を来すとともに通称名を使用できないストレスを感じてしまうこと、さらには本人確認が円滑に行うことができない等の問題がある旨の意見陳述がありました。

以上、5件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第8号及び議案第19号は賛成多数により、議案第22号及び議案第25号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また請願第1号については、委員1名退席のうえ採決を行い、全員賛成により採択すべきものと決定いたしました。

以上ご報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、守屋教育民生常任委員長。

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会

委員長 守屋 常雄

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第9号	牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第10号	牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第11号	牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第12号	牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第17号	牛久市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第20号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第21号	牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第22号	令和元年度牛久市一般会計補正予算（第2号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第24号	令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

〔教育民生常任委員長守屋常雄君登壇〕

○教育民生常任委員長（守屋常雄君） ただいまより、教育民生常任委員会委員長審査報告を行います。

令和元年6月24日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月26日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第9号は、牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、消費税法の改正に伴い本年10月1日より消費税率が10%となることから、リフレプラザの施設使用料を改正するものであります。

審査に当たり委員からは、消費税率10%への引き上げに合わせて、牛久市の端数処理の方法の基準について、質疑がなされました。市執行部からは、市の全体の考え方として端数を切り上げることで統一されているとの答弁がありました。

議案第10号は、牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、先ほどと同様、消費税法の改正に伴いまして生涯学習センターの施設使用料、附属設備器具使用料、備品使用料などを改正するものであります。

審査に当たり委員からは、平成28年度、29年度及び30年度の使用料収入の総額について質疑がなされました。市執行部からは、使用料収入の年度別ですが、平成28年度1,804万4,405円、29年度1,920万2,797円、30年度1,859万511円となるとの答弁がありました。

議案第11号は、牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、国が実施する消費税増税に伴い使用料を改正するものであります。

議案第12号は、牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、消費税法の改正に伴いまして、福祉センター、福祉情報センター及び創造の家の利用料を改正するものであります。

議案第17号は、牛久市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、国が実施する消費税増税に伴い、使用料を改正するものであります。

議案第20号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、被保険者間の保険税負担の公平性の確保を図るために地方税法施行令が改正され、賦課限度額の引き上げと低所得者に対する軽減措置の拡大が図られたことに伴いまして、本条例を改正するものであります。

審査に当たり委員からは、賦課限度額の引き上げの対象者及び緩和される対象者数について

質疑がなされました。市執行部からは、賦課限度額の引き上げの対象者は、これまで200世帯であったが、賦課限度額引き上げに伴い182世帯となり、18世帯減少となる。5割軽減措置については、1,071世帯から1,102世帯となり31世帯ふえ、2割軽減措置については、1,212世帯から1,240世帯となり28世帯ふえる見込みとなっているとの答弁がありました。

議案第21号は、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法の改正により牛久市介護保険条例を改正するもので、10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、低所得者の保険料軽減の強化を行うため改正するものであります。

審査に当たり委員からは、第1段階から第3段階までの軽減について説明がありましたが、来年度以降についてどのように試算されているのか質疑がなされました。市執行部からは、あくまでも案ですが、国の軽減割合の幅が第1段階は0.30、第2段階は0.50、第3段階は0.70まで引き下げる予定になっている。試算はまだしていないが、国で言われているのが全体の大体3割くらいが対象者数となるのではないかとされている。牛久市の場合は所得の高い方が多いので、対象者数は3割までいかない試算しているとの答弁がありました。

議案第22号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会所管の歳出の主なものとして、本年10月から実施されます幼児教育等の無償化に対応するため、システム改修費委託料1,328万4,000円になります。当初予算に97万2,000円が既に措置されておりますので、当初予算分と合わせての予算額となっております。また歳入については、本補正予算の係る必要な財源としてシステム改修費補助金1,425万6,000円です。

審査に当たり委員からは、幼児教育の無償化に関連し、公立保育園と公立幼稚園の各園の園児の人数と今後5年間どのように推移していくのか質疑がなされ、市執行部からは、公立保育園の在籍が358人、今後5年間の推移は、現在出生率が減少しているので、今後は、全体的な傾向として減少していくものと考えている。また、公立幼稚園の5月1日現在、第一幼稚園が4歳児33名、5歳児26名で59名、5月1日以降1名加わり、60名となっている。第二幼稚園は、4歳児22名、5歳児23名の45名となっている。今後5年間の推計といたしましては、公立幼稚園のニーズは、私立とは別に考えているので、一定の人数はあると考えているとの答弁がありました。

議案第24号は、令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、議案第22号、議案第24号に関連しまして、低所得者保険料軽減により、第1号

被保険者の保険料が1,900万円減額になるため、一般会計から1,900万円繰り入れする  
ものであります。

審査に当たり委員からは、介護保険制度に関し、地域密着型特養の募集について質疑がなされ、入居に関し岡田小学区が手薄なため、必ず地域密着型の特養をつけたいと考えている。そこに小規模多機能型の事業をつけて、柔軟な形で募集したいと考えている。また、グループホームについても、小規模多機能型の事業をつけても可能という形で募集する準備を進めているとの答弁がありました。

以上、9件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第9号ないし議案第12号、議案第17号は賛成多数により、議案第20号ないし議案第22号、議案第24号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、須藤産業建設常任委員長。

令和元年7月1日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 須藤京子

#### 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第6号	牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第7号	牛久市放置自転車等防止に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案第13号	牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第14号	牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第15号	牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第16号	牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第18号	牛久市下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第23号	令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

〔産業建設常任委員長須藤京子君登壇〕

○産業建設常任委員長（須藤京子君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

令和元年6月24日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月27日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第6号は、牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、本年10月1日から、消費税及び地方消費税を合わせた税率が10%に改正されることとなったことを受け、牛久駅東口自転車駐車場及びひたち野うしく駅東西口自転車駐車場の定期駐車料金の改正を行うものです。

審査に当たり委員からは、駐輪場の管理は牛久都市開発株式会社が指定管理者となっているが、指定管理者となった経緯とメリット及び契約期間について質疑がなされ、市執行部からは、民間事業者の有する能力を活用し、利用者のニーズに沿って効率的にサービスの向上や経費節減などを図るために地方自治法に基づく指定管理者制度を活用し、平成26年度に公募を行い、牛久都市開発株式会社を指定管理者としている。これによるメリットとしては、牛久市の業務のスリム化を図り、民間ならではの創意工夫や経営努力により、さらなるサービスの向上を図ることができると考えている。指定管理者の期間は5年間としており、現在の契約は平成27年度から本年度までの5年間となっているとの答弁がありました。

また、委員からは、定期駐車と一時駐車の使用料収入の推移と傾向について質疑がなされ、市執行部からは、過去4年間の定期利用の年間収入は、1,230万円から1,330万円で推移しており、一時利用は320万円から335万円で推移している。傾向としては、おおむ

ね横ばいとなっているが、牛久駅東口における定期利用には若干の減少が見られるとの答弁がありました。

議案第7号は、牛久市放置自転車等防止に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、消費税率の改正に伴い、指定区域に放置された自転車を移動し、保管した場合の費用について料金の改正を行うものです。

議案第13号は、牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、消費税率の改正に伴い、粗大ごみの処理及び運搬手数料の改正を行うものです。

議案第14号は、牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、消費税率の改正に伴い、リサイクルプラザで不用品の委託販売の申請をしようとする者に対する手数料の改正を行うものです。

議案第15号は、牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、消費税率の改正に伴い、道路占用料の改正を行うものです。

審査に当たり委員からは、牛久市道路占用料徴収条例には道路占用期間が1月未満についての占用料が規定されているが、具体的にどのような場合がこれに該当するかの質疑がなされ、市執行部からは、祭りやイベントの開催に伴う道路占用などが考えられるとの答弁がありました。

また、委員からは、1月未満の道路占用の年間件数や占用料について質疑がなされ、市執行部からは、年間件数はおおむね3件程度であり、祭りやイベントが牛久市後援となっていることや、15日未満の行事等に伴う占用料は免除する規定があることから、占用料は発生していないとの答弁がありました。

議案第16号は、牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、消費税率の改正に伴い、市内14カ所の市営駐車場の利用料の改正を行うものです。

審査に当たり委員からは、駐車場の月決めと時間貸しの利用料の収支について質疑がなされ、市執行部からは、過去4年間の月決め利用料は1,530万円前後で横ばいとなっており、時間貸しの利用料は100万円前後で推移しているとの答弁がありました。

また、委員からは、指定管理者である牛久都市開発株式会社の駐輪場と駐車場を合わせた管理事業による収益について質疑がなされ、市執行部からは、指定管理者の決算報告書からの金額によれば、平成27年度が1,165万3,790円、28年度が909万5,284円、

29年度が1,410万8,075円、30年度が1,343万4,268円のそれぞれ黒字となっているとの答弁がありました。

議案第18号は、牛久市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、消費税率の改正に伴い、下水道使用料の改正を行うものです。

議案第23号は、令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、現在、実施している雨水対策事業及び汚水対策事業につきまして、社会資本整備総合交付金の追加交付の内示がなされたことから、次年度に実施する予定であったものの一部を前倒しして、雨水対策事業においては下町第五雨水幹線工事の整備延長を追加し、汚水対策事業においては岡見第一汚水ポンプ場設備の改築工事を行うものであります。

以上、8件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第6号、議案第7号、議案第13号ないし議案第16号及び議案第18号は賛成多数により、議案第23号は全会一致により、いずれも内容適切なものとして認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。13番北島 登君。

〔13番北島 登君登壇〕

○13番（北島 登君） 共産党北島 登です。

議案第6号ないし19号について、消費税そのものについて反対する立場から、消費税率引き上げなどに関する条例改正に反対します。

消費税は、生まれたばかりの赤ん坊から高齢者まで、全ての国民に一律に課せられる税です。富裕層に比べ低所得者には負担が大きくなる逆進性の税であり、庶民いじめの税と言わざるを得ません。10月に実施されようとしている10%への増税は、家計消費が減り、実質賃金も下がり、景気の悪化が現実となっているときに5兆円にも上る消費税増税を家計と消費に押しつけるのは余りにも無謀です。消費税増税に賛成という人たちからも、こんなときに増税していいのかという声が上がっています。政府与党の内部からも見直しの意見が出ているほどで

す。駐輪場や下水道、生涯学習センター、スポーツ施設などの使用料が負担増となり、住民生活への影響がとて大きいものです。よって、消費税増税に反対するとともに、市民への負担をふやすこの議案に反対いたします。各議員の賢明なる御判断と御賛同をお願い申し上げて、反対討論といたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号ないし議案第25号の20件及び請願第1号の1件について順次採決いたします。

初めに、議案第6号、牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、牛久市放置自転車等防止に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、牛久市公園条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、牛久市下水道条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、牛久市税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、工事請負契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、請願第1号は採択することに決しました。

着座のまま、暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

---

午前10時52分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

次に、日程第22、議案第29号を議題といたします。

---

議案第29号 控訴の提起について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 現在上程しております議案に加え、本日1件の追加議案を上程いたします。

議案第29号は、控訴の提起についてであります。

本件は、平成26年（ワ）第271号損害賠償請求事件に係る水戸地方裁判所土浦支部の第一審判決について、本市が原告から指名されなかった理由等に対する裁判所の判断に不服があるため、東京高等裁判所に控訴の提起を希望するものであります。

詳細につきましては、お手元の議案書などの御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第29号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第29号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 議案第29号控訴の提起についての反対討論であります。

反対の一つの理由は、判決文の理由の要旨で、被告が原告らを指名しなかったことは裁量の範囲を超えた扱いとして違法となるとしていることであります。

もう一つの理由は入札制度の問題であります。今回の事例に対する問題は、入札制度にあると私たちは考えております。これまで何度も地方自治法などに基づき入札は原則一般競争入札であるべきと主張してまいりました。指名競争入札によることができる要件は、契約の性質、目的が一般競争入札に適しない契約をするときや、入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき、または一般競争入札に付することが不利と認められるときなど、該当する場合は指名競争入札によることができるとあります。これは、地方自治法第234条第2項地方自治法施行令第167条で記されております。議会で、原則一般競争入札でなく指名競争入札にしている理由を何度かこれまで質問をしてまいりました。これに対し、私たちは明確な答弁はなかったと判断しております。

さらに、指名の際の選定基準について、業者のランクづけや点数制度などのルールも聞いておりますが、市民に明確にわかりやすいものではありません。このように明確なルールがないことによる発注者の申請を問題視する事例も少なくありません。指名に漏れた業者の中には、行政の恣意的な指名要件によりみずから排除され、業務の受注機会を失ったとして、発注者に対して裁判を起こす事例もあります。今回の事例がこのことではないかと考えております。

また、入札の際に、信用度などが重視されるがゆえに価格のみの競争が起こりにくくなり、参加業者が少数になるために談合が起こりやすく、入札価格が高どまりしやすい、官製談合の温床になっているとの指摘もあります。総務省は指名競争入札の短所として、指名されるもの

が固定化される傾向がある。談合が容易であると指摘をしております。

私たちは今回の問題に対し、入札制度そのものに問題があったと考えております。敗訴を真摯に受けとめ、いたずらな費用と時間を費やすのではなく、入札制度の見直しを早急に進めるべきであります。指名競争入札は、例えば公募型指名競争入札の検討や、国土交通省が設置を求めている入札監視委員会などの第三者機関の設置を早急に進めるべきと考えます。したがって、提訴はすべきではないとし、反対するとともに、市民にわかりやすい公正で公平な入札制度にするよう提案をいたしまして、反対討論といたします。議員各位の御賛同を心から訴えまして、反対討論といたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。14番杉森弘之君。

〔14番杉森弘之君登壇〕

○14番（杉森弘之君） 議案第29号、控訴の提起について、賛成討論を行います。

私が賛成をするのは、控訴理由を支持しているものではございません。私は第一審の判決を理がある、そのようなものとして理解をしております。しかし、控訴を行い、この裁判の確定を図っていくということが一つには必要ではないか、このような判断理由から、この控訴自体については賛成をするものであります。そしてこの事案について、当時責任ある地位にあった方々の責任をも問うものとして、これから進めていっていただきたいという期待を込めて、この控訴について賛成をするものであります。以上であります。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号について、採決いたします。

議案第29号、控訴の提起について、本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第29号は、可決されました。

ここで、本定例会で採択いたしました請願第1号につきまして、内閣総理大臣ほか各関係者へ意見書の提出をするために、意見書案第1号、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出についての1件について、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出についての1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、意見書案第1号についてを議題といたします。



追加日程第1 意見書案第1号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。3番秋山 泉君。

〔3番秋山 泉君登壇〕

○3番（秋山 泉君） 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）。

1996年2月26日に法制審議会が夫婦同姓も別姓も選べる「選択的夫婦別姓制度」の導入に関する民法改正を答申してから23年が経過したが、いまだその見通しは立っていない。最近では2015年12月16日に、最高裁判所が夫婦同姓規定を合憲としつつも、「選択肢が設けられていないことの不合理」については「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきであると、民法の見直しを国会に委ねたが、依然として議論は進まないままである。

別姓が法的に認められない中、改姓によるキャリアの分断やアイデンティティの喪失を避けるため、旧姓の通称使用や事実婚を選択せざるを得ないカップルが少なくない。また一人っ子世帯が増加した現代においては、改姓により「実家の姓が途絶える」ことを理由に、結婚できないという状況も生じている。

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入に「賛成・容認」と答えた国民が、反対を大きく上回ったことが明らかになった。特に初婚のピーク年齢である30代における賛成・容認の割合は、84.4%に上っている。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において法務省が答弁したとおり、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけとなっている。

家族の形の多様化が進む中、また男女平等や個人の選択が尊重されるべき現代において、選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することが、国会及び政府の責務であるとする。

よって、牛久市議会は、国会及び政府に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の御賛同を何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、意見書案第1号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で意見書案第1号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号について、採決いたします。

意見書案第1号、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出について、本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、意見書案第1号は、可決されました。

ここで着座のまま暫時休憩をいたします。

午前11時08分休憩

---

午前11時09分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

次に、日程第23、閉会中の事務調査の件を議題といたします。

---

○

閉会中の事務調査の件

○議長（石原幸雄君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、本件は委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和元年第1回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時12分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 石 原 幸 雄

署名議員 秋 山 泉

署名議員 長 田 麻 美